

軽自動車税の減免申請

身体等に障がいのある方のために使用する軽自動車で、一定の要件に当てはまる場合は、申請により減免制度を受けることができますので、申請期間内に手続きをされるようお願いいたします。

表1 身体障害者手帳の交付を受けている方(○は該当)

障がい	区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
下肢不自由		○	○	○	○	○	○
体幹不自由		○	○	○	○	○	○
視覚障害		○	○	○	○	○	○
聴覚障害		○	○	○	○	○	○
平衡機能障害		○	○	○	○	○	○
音声機能障害		○	○	○	○	○	○
上肢不自由		○	○	○	○	○	○
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		○	○	○	○	○	○
移動機能障害		○	○	○	○	○	○
心臓機能障害		○	○	○	○	○	○
じん臓機能障害		○	○	○	○	○	○
呼吸器機能障害		○	○	○	○	○	○
小腸機能障害		○	○	○	○	○	○
ぼうこう・直腸機能障害		○	○	○	○	○	○
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		○	○	○	○	○	○
肝臓機能障害		○	○	○	○	○	○

※は喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限り、該当します。

基準適用となる月日

その年の4月1日現在の用途、心身等障がいの程度及びその車両の構造が対象となります。

対象となる軽自動車等

- 公益のために直接専用する車両
- その構造が専ら身体障がい者等の利用のために造られた車両
- 心身等に障がいをお持ちの方(又はその家族)が所有する車両

身体障害者手帳の交付を受けている方(表1参照)

今年度より肝臓機能障害が追加になりました

知的障がいのある方

- 療育手帳の交付を受けている方
- 知的障害者更生相談所又は児童相談所の交付する判定書面により知的障がいがあると判定された方

精神に障がいのある方

- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方(障がいの等級が「1級」「2級」「3級」の方)
- 精神保健指定医の診断書により精神に障がいがあると診断された方

戦傷病者手帳の交付を受けている方

- 戦傷病者手帳の交付を受けている方も一定の範囲の障がい

を有する方が対象となります。

3 主な条件

- 減免は1人1台まで
- 自動車税(道税)の減免を受けている場合は対象になりません。
- 市社会福祉課よりタクシーチケットの交付を受けられている方は対象になりません。

※受けられているサービスや障がいの認定内容等により、減免の適否が異なります。

申請期間は

平成22年5月24日(月)までです。

*申請期間後の手続きは受け付けられませんので、必ず申請期間内に申請をお願いします。

*申請は、毎年行わなければなりません。

申請に必要な書類

- 軽自動車税納税通知書
- 軽自動車税減免申請書(市税係窓口にあります)
- 車の車検証(コピー可)
- 運転免許証
- 障害者手帳等
- 印鑑

問合せ及び申請場所

税務課市税係 ☎ 32-2219

ho-ken info

医療保険です

医療保険係 ☎ 32-2214

「かかりつけ医」をもって健康管理をしましょう!

良い診察を受けるためには、お医者さんとの信頼関係が大切です。「かかりつけ医」を持つことで、日常的な診療や家族ぐるみの病気予防、食事や体力づくりのアドバイスを受けられるなど、より効果的な診療や健康管理ができます。

他にもどのようなメリットがあるのかご紹介します。

- ▶ 診療の手続きも簡単で、じっくり診察ができる。
- ▶ 入院や検査が必要な場合、適切な病院を紹介・指示してくれる。
- ▶ 健康診断などの結果を伝えておくことにより、診断内容に対するアドバイスが可能。
- ▶ 生活習慣病の早期発見・早期治療ができる。
- ▶ 家族の病状・病歴・健康状態を把握しているので、いざという時に早急な対応が可能。

あんしん

住宅助成事業

住まいのリフォーム等
助成事業を開始します

市では、安心して長く住み続けられるよう、市民の皆さんが市内の建設業者に依頼して自らが所有し住んでいる住宅のリフォームや解体を行う場合、5月1日以降に着工する工事費の一部を助成します。

■対象住宅

本市で自己が所有し、現に居住している住宅（併用住宅の場合には居住部分に限る）

■対象者

- ・本市に住所を有している者
- ・市税などの滞納がない者（対象世帯全員）
- ・対象世帯の前年度所得が550万円以下
- ・同一住宅及び同一人につき1回限り

■助成要件

市内に事業所があり建設業の許可を持った業者または個人事業者が施工を行う工事（太陽光発電システム設置は除く）

■助成内容

下記の表を参照

■助成対象とならない工事

付属車庫や物置、門、塀、ロードヒーティング、融雪槽などの外構、植栽工事、水洗化工事など

【実施期間】

平成22年5月1日から
平成25年3月31日まで（3年間）

【申込・問合せ先】

赤平建設業協会

☎32・2549

【相談先】

市役所建設課建築指導担当

☎32・1844



	対象工事費	助成率	限度額	対 象
耐震改修工事	100万円以上	20%	50万円	耐震診断の結果、耐震不足と判定された建物
太陽光発電システム設置	100万円以上	出力1kwあたり6万円	20万円	新築住宅を含めた全住宅
リフォーム工事	50万円以上	10% (15%)	30万円 (45万円)	新築後5年を経過した住宅 ※()内は18歳未満の子供が同居して子育てしている世帯
老朽住宅除却工事	50万円	20%	20万円	昭和56年5月31日以前に着工された建物

赤平市エルム高原オートキャンプ場

ケビン宿泊特別割引



〇 F Fシーズン（下記同期間）1日
1棟限定、赤平市民に限り、ケビン
サイト通常（6名利用時）14,000円
を、なんとオール込み5,000円でご
利用いただけます。

- 宿泊可能人数1名～6名
- 事前予約必要
- 当日、赤平市民である証明が必要（免許証の提示等）
- 7月・8月は、全日通常料金

赤平市民
限定! 5,000円
プラン
※連泊はできません

〇 F Fシーズン全サイト

5月オープン日から6月末日、9月1
日から10月クローズまで。ただし、土曜
並びに祝祭日前日の宿泊を除きます。

30%割引

テントサイト 2,000円→1,400円
オートサイト A 5,000円→3,500円
オートサイト B 4,000円→2,800円
オートサイト C 3,000円→2,100円
キャラバンサイト 6,000円→4,200円
ケビンサイト 8,000円→5,600円

別途入場料大人1,000円、小人500円（温泉入
浴券付き）がかかります。

申込み及び問合せは、オートキャンプ場☎34-2164まで



エルム高原温泉ゆったり
☎34-2155

エルム高原温泉ゆったりでは、新
年度を迎え、下記の割引サービス
を実施いたします。皆さんお誘い
合わせの上、ご来館ください。

毎月29日は「半額の日」
（土・日・祝日は除く）

5月より開設日の9月29日に
ちなみ、毎月29日を「半額の日」
とし入館料を半額にします。

※5月29日と8月29日は土・日に
あたるため、5月は28日、8月は
30日が半額となります。



額